

## 「伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について」の説明会 議事録（確認前）

日時	2025年6月1日（日） 13時30分～16時15分
場所	伊勢市生涯学習センター（いせトピア） 3階 研修室1、2
出席者	宿泊施設等 28名（26事業者）
伊勢市 説明者	産業観光部 観光振興課、観光誘客課 総務部 課税課、収納推進課

配布資料	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事項書</li><li>・ 伊勢市宿泊税条例の概要</li><li>・ 特別徴収義務者支援策</li><li>・ 宿泊税の使途</li></ul>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**司会)** 「伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方について」の説明会を開催いたします。説明会の開始に先立ちましてご挨拶いたします。

**事務局)** これまでの説明でも様々な意見をいただいておりますが、5月28日、30日に市議会に現時点の市の考えをお示しましたので、本日はその内容を中心に説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

**司会)** それでは、事項書の2説明に進みたいと思います。

(略)

**司会)** これより、意見交換に進みたいと思います。ご発言の前に施設の形態（ホテル、旅館、民泊 等）を述べていただいた上で、ご発言をお願いします。

**参加者)** 検討委員をされていた方にもアンケートをお願いした時に聞いたのですが、検討委員会には事業者の皆さんの意見を聞かないまま出席されていたとおっしゃっていました。そして、検討委員会の場では、自分が反対を言えるような雰囲気ではなかったので言えなかつたとおっしゃっていました。

その方は心の中では反対だということを聞きました。

検討委員会の議事録を見ましたが、採決も取っていないように思います。

**事務局)** 検討委員会では宿泊税に関して前向きに進めていくこと、今後は使途の検討を中心に行っていく等を図っており、適切なタイミングで意思決定を行っていたと考えております。

**参加者)** 検討委員の中で反対はどのくらいいたのですか。

**事務局)** 反対の立場の方はおられませんでした。

**参加者)** その決め方が問題だと思います。氏名を伏せて賛否を聞くなどのやり方もあると思います。検討委員会をもう一度開催すべきかと思います。

**事務局)** 検討委員会の中で意見を言いづらい空気があったというご意見かと思います。例えば、検討委員の皆様のご意見を改めて聞き取ることは可能ですので、お伺いすることを考えたいと思います。

**参加者)** 旅館をしています。この税について、私は賛成の方に回っております。伊勢の人口がどんどん減っていく中で、税収の増加は見込めない。福祉の予算を削減して観光事業に充てることは考えにくく、将来を見据えて観光振興に関する財源は必要だと思います。

次に三重県も宿泊税に関しては感心を示しており、仮に県税での導入となった場合、せっかく集めた税収の何割かは伊勢市以外に使用されてしまうことが想定されます。伊勢志摩地域で県内の観光の宿泊者は約7割から8割あります。伊勢志摩地域が先んじて宿泊税を導入することが望ましいのではないでしょうか。

また、伊勢市では交通の課題が指摘されています。使途の例にもライドシェアがありますが、市内のタクシーは夜間や早朝は予約が取れない状況になっています。今後、市内では新たな宿泊施設の進出も聞こえており、そうなると予約が取りにくい状況は更に悪化すると思います。夕食難民も駅前には多く見られます。こういった課題を解決させるために、活用されるのであれば賛成です。反対なのであれば、こういった課題をどこから財源を確保していくのか市議会の先生にも真剣に考えて欲しいと思います。市議会の先生から手紙が届き、宿泊税は反対と書かれていました。私は逆の考えを持っており、残念な気持ちとなりました。

それと宿泊税を導入すると修学旅行やスポーツの大会も減ってしまうとの意見の方もおられます。宿泊税を活用して増やすようにPRしたりすることが良いのではないかでしょうか。

それと宿泊事業者の方が個人で実施されているアンケートについて、回答した内容が知らない間に周りに広まっています。訪問の時間帯も非常識なものでした。

**事務局)** 個人で実施いただいているアンケートに関しては私たちが宿泊事業者の皆様の声をしっかりとまとめなかつた結果と思っております。

**参加者)** 民泊をしております。私は16年前から海外に対して様々な情報発信をしております。私は反対の立場で、話をさせていただきます。まず検討委員会では結論ありきで進めていたのではないかと思います。例えば、来年の4月から開始するために6月には条例を議会に通さなければいけないことがあると思います。次に課題に関しても本当に解決できるのか疑問に感じています。私は以前より伊勢市は通過する町で宿泊者が少ないとと思っています。また、オーバーツーリズムでもない状態であるにも関わらず宿泊税を検討していることも疑問です。宿泊税というのは、オーバーツーリズムが起こってきてから検討したら良いのではないかでしょうか。特に外国人に関しては数が非常に少ない現状です。宿泊される方からもなぜこんなに少ないのかといわれています。外国人をしっかりと誘致していくことが大切かと思います。これから多くの方をお迎えしたいと思うのであれば、なぜ、宿泊税を導入するのか理解ができません。伊勢は昔から様々な形で観光客を受け入れてきたところです。

**参加者)** 民泊をしております。宿泊税は1人1泊200円で一見安価なように感じますが、例えば5人家族で来た際に、全体で1泊1,000円、2泊で2,000円の負担になります。その際に宿泊先を宿泊税のかからない度会や松阪に変えることも考えられますが、市はどのように考えているのでしょうか。次に宿泊税は売上として計上するのでしょうか。売上とするのであれば消費税が二重でかかってしまいます。

**事務局)** 2点目の質問に対して先にお答えします。宿泊税については売上とは別でお預かりいただく税ということになりますので、消費税はかかるものとなります。

**参加者)** 一律定額200円について、高額の施設を利用する方と安価な施設を利用する方が同じ税額ということに関して根拠を説明していただきたい。また、修学旅行や学生の教育旅行、障がい者に対しても課税することは社会の常識としてなじまない部分があるんではないかと思います。

**事務局)** これまでの質問、意見に対しての回答をさせていただきます。結論ありきでこれまでの検討を進めていたのではないかということに関してですが、そのような意図はございません。一番最初にご意見いただいた方のときにも申し上げましたが、検討委員会では適切なタイミングで意思決定をしており、現在示している内容はそれぞれの検討を積み重ねた結果となります。観光に関する課題に対してですが、伊勢は宿泊者の割合が少ないと、外国人の来訪者が少ないと、同じ課題を認識しております。インバウンドにつきましては使途の資料にも記載がありますが、受け入れ環境の整備や認知度向上にも取り組んでいき、来訪の促進をする必要があると感じております。宿泊税は東京都がオーバーツーリズムの対策として宿泊税に取り組み始めたことはあると思いますが、伊勢市においては宿泊税を活用して、もっとたくさんの方に宿泊いただけるようことを目指したいと思っております。また来訪者をお迎えするのに200円課税するのか、という考えにつきましてはお迎えをするためにも様々な経費が必要となってきます。今後も持続的に観光客をお迎えをするためにも宿泊税は必要な制度であると考えております。

次に宿泊税がかかるのであれば伊勢市以外へ宿泊者が流出してしまうのではということにつきましては、現時点では本日お示ししている使途によって宿泊者が200円を負担しても宿泊したいと思っていたりけるような受け入れ環境を構築したいと考えております。

**参加者)** 例えば松阪や度会に宿泊されて、伊勢に来られた方は宿泊税を負担していないにも関わらず、宿泊税の恩恵は受けるということにならないでしょうか。

**事務局)** 使途の一例ではございますが、宿泊施設が何か改修をしたいと感じたときに活用していただける支援を準備することによって伊勢市全体の宿泊の魅力向上を図っていきたいと思います。またこれまで実施すべきだが、できていない内容についても積極的にチャレンジしていくことで伊勢市全体の魅力向上に繋がることに力を入れていきたいと思います。

**事務局)** 金額勝負になった場合、宿泊税の影響によって、別の宿泊先を選ばれる可能性はあるかもしれません。しかしながら長いスパンで考えると、今後多くの観光客をお迎えする中で地域全体あるいは宿泊の魅力向上はリピーターの獲得にも繋がると考えております。

**事務局)** 課税と施策は分けて考えており、一律定額 200 円や修学旅行等への課税につきましては、宿泊事業者の事務負担も検討した結果です。そのうえで、修学旅行等への教育旅行については多くの教育旅行等を誘致できるような施策を検討したいと考えております。

**参加者)** 旅館です。報償金がこれまで 2.5%だったのが、5 年間は 3.0 に変わっております。なぜ 5 年間の限定期間なのか説明をお願いします。

**事務局)** 宿泊税の見直しを 5 年毎に実施することと、導入当初は事務負担が大きくなることも考えられることから現在の案としております。

**参加者)** 見直しは都度行っていくことではなかったでしょうか。

**事務局)** 検証だけでなく、使途の予算化についても宿泊事業者をはじめ、観光事業者の皆様と意見交換しながら議論していきたいと思っております。その中で社会情勢等の状況によっては 5 年を待たずに見直しはしていきたいと考えております。

**参加者)** ゲストハウスです。一律定額 200 円に関して、他の自治体を見ていると課税免除や免税点を設けている自治体も多いと思います。パブリックコメントの回答にも税の三原則や応益負担という説明がありました。応益負担については使途の例を見ると宿泊に限った内容ではないと思います。それにも関わらず宿泊者のみが税を負担することは不公平ではないでしょうか。また税の三原則である公平中立簡素に関しても、一律定額 200 円の制度では公平ではないと思います。伊勢は鳥羽とか志摩と比べても単価の安い宿が多くなっています。食事を提供しない施設が多いこともあります、単価の低い宿や民泊、ゲストハウスが多いことも特徴です。その地域事情を考慮せず、全国の事例を参考に一律定額 200 円では納得ができません。

あとはインバウンドも来ていません。他の宿泊税を導入している自治体はインバウンドで潤っているかと思います。今の伊勢の宿泊施設を支えてくれているのは国内の需要です。国内においては物価高騰等も影響しており、旅行の中で宿泊費用を削減し、他のアクティビティとかに予算をかける考えが広がっているデータもあります。その状況の中、宿泊料金に宿泊税が上乗せされる、国内からの観光客は伊勢に来なくなるというリスクが高いと感じています。最後に、これまで国もキャッシュレス化を進めてきた中で 200 円の宿泊税を追加で現地で払うことについて、宿泊施設側の手間も多いと思います。特に民泊では事前決済で完全にキャッシュレスで営業をしております。また徴収した 200 円を保管する必要もあります。銀行では両替にも手数料がかかります。これらも考慮して報償金の 2.5%で賄うことはできないと思います。宿泊税についてもお客様がキャッシュレスで支払うと言われたらその分の手数料も施設が負担しなければなりません。

税は本来伊勢市が徴収、説明すべきものと思います。それを代理で宿泊事業者が行うのに加えて、施設の費用負担が発生することについても考えられているのでしょうか。

**参加者)** 先ほど一律定額 200 円につきまして、障がい者や教育目的の方に対する配慮はないのかという質問をしました、そこに配慮がないことはあまりにも無神経に感じます。

また宿泊施設には観光目的でない長期滞在者や工事関係者も宿泊されます。施設では長期滞在者に対して宿泊料金の割引を行っていますが、宿泊税については割り引かないことも無神経だと思います。

次に温泉旅行客についてですが、温泉を提供する施設では、既に消費税や、入湯税が課税されております。そこに宿泊税を加えることは三重課税ではないでしょうか。全国的には入湯税に配慮している自治体もあると聞いていますが、伊勢市では配慮がないのでしょうか。

また民宿の事業者につきましては、人手不足も深刻な状況です。家族経営で営業しているところに新たな事務の負担は耐えられないと感じています。説明のあった条例案の概要には、毎月末日までに 1 月の分を申告すること

や帳簿を保存することになっており、怠ったものは罰則もあり脅している内容になっています。あまりにも施設の現状を無視したやり方になっています。

**参加者）**旅館です。まず検討委員会についてですが、私の感覚では検討委員会の協議した結果は宿泊事業者の総意であるとはないと思います。検討委員会の構成メンバーは選挙で選ばれたわけでもなく、行政に肯定的な団体を意図的に選出することも可能だと思います。検討委員会として、制度の叩き台を作るという部分については問題はないと思います。ただし、できた叩き台は宿泊事業者がどの程度納得できるものかを確認する必要があると思いますが、そのようなことはされていますでしょうか。検討委員会で議論したという理由で進めることはやめていただきたい。

一律定額 200 円についても、これまでの意見交換や説明会でも多くの意見がありましたが、安価な宿泊施設についても行政サービスを享受していることや定率制では事務負担が大きい事や簡素な制度という説明しかありません。例えば、一律定額から、段階的定額に制度を変更した場合の事務負担について、負担が大きくなるのは宿泊施設かと思います。仮に宿泊施設側が事務負担が増えてでも定率制や段階定額を望んだ場合、変更するといった議論は検討委員会であったのでしょうか。こういった議論がなされていないことが結論ありきだったと受け取っています。

応益負担の説明についてですが、日帰り客と宿泊客で享受する行政サービスにどの程度の差があるのでしょうか。例えばインフラとして水道があるかもしれません、水道については宿泊客が使う分も含めて宿泊施設では宿泊料金の設定をしています。にも関わらず、応益負担だけを根拠にしていることは矛盾が多いと思います。

また伊勢市の宿泊者の割合が観光客全体の 10.9%で、その 10%を対象に課税することに関する意見がパブリックコメントでも出ていたと思います。それに関して行政からの回答は 10%とかの部分については何も言及がありませんでした。都合の悪いことには回答していない印象を持っています。最後に修学旅行やスポーツ関係の免除に関してですが、戦略として修学旅行の方を課税免除にして誘客を促進し、リピーターになってもらおうというような議論も見られませんでした。

**事務局）**まず、入湯税、消費税とあわせて三重課税になる場合もあるのではないかというご意見に対して、一般的に二重課税とか三重課税という問題は、同じ課税対象に対して同じ種類の税金を課すこと認識をしております。

その意味で言いますと入湯税は入湯行為に対して課税をされるもので、宿泊税は宿泊行為に対して課税をされるものでございます。消費税は対価性のある取引に対して課税をされるものであります種類が異なり、二重課税あるいは三重課税にはあたらないと認識しています。

続きまして、申告の頻度についてですが、課税、徴収の公平性を確保するためにも、先行自治体の例も参考にしながら検討を進めてきました。基本的には毎月の申告をお願いをするのですが、税制度の説明の中でもありました。申告いただいた税額が一定以下の小規模な事業者様につきましては要件を満たせば、3ヶ月に一回の申告も可能とするような特例措置を設ける予定です。申告の方法につきましても、市役所まで足をお運びをいただくだけでなく、簡単な申告フォームを使った形で負担を減らすような方法も考えております。

罰則につきましては、少し申告が遅れてしまった場合や帳簿の記載漏れがあった際に直ちに罰則を課そうとする意図はございません。きちんと申告をされてる方をお守りするための制度というふうに認識をいただきたいと思います。罰則の重さにつきましても、先行自治体を参考にしており、多くの自治体と同程度の罰則の内容としております。

**事務局）**受益者負担に関して、長時間滞在していただくことには多くの消費行動をしていただけるようなメリットもあれば、事業系のゴミが増えて、処理に多くの費用がかかるといったデメリットも存在しています。

**参加者）**罰則について正しく申告するものを保護するためと説明がありましたが、大きい企業と小さい企業ではできることが変わってきます。説明では保護すると言っていても説明資料では罰金や懲役という言葉が書かれています。条例についても概要の説明だけでなく、全体を示して説明しないと内容が正確かどうか判断できません。制度を考えるときに私たちがどのような実態にあるかも把握されてないのではないでしょうか。

**事務局）**税制度は検討委員会での議論や先行自治体の内容を参考に進めておりましたが、特別徴収義務者

として実際に事務を負担いただく事業者のご負担については、本日の説明会でのご意見も含めて支援を検討していきたいと思います。

**事務局**) 一律定額に対する考え方についてですが、宿泊税については徴収の仕方が一律定額、段階定額、定率というものが全国的にはあると認識しており、それぞれにメリットデメリットがあると考えております。その中で伊勢市が一律定額に至った理由として、事務負担の軽減に加えて、宿泊者にとってもわかりやすい制度設計ということもございます。伊勢市にお泊りになられるときにはどこに宿泊いただいても 200 円、宿泊税をご負担いただくと案内ができることはお客様にとってもわかりやすい制度設計であると考えております。また検討委員会の中で、観光客向けに実施したアンケート調査におきましても、200 円程度であればご負担いただけるというようなことも回答もあり、伊勢市においては一律定額 200 円が望ましいのではないかと考えております。ただし、今後の制度等の検証においては段階定額や定率への見直しも含めて検証することも考えております。

**参加者**) 特別徴収義務者への支援として報償金やシステム整備の補助金も説明がありましたが、支援ではなく当たり前のことだと思います。言葉を考えてください。報償金に関してはこれまでの伊勢市に意見を言っておりますが、2.5%や 3 %ではカード決済の手数料だけで赤字になります。またカード会社によっては事前決済とした場合には OTA に宿泊税分も含めた手数料を支払うことになり、1 人あたり 30 円近く赤字になる場合も考えられます。また手数料とは別に、徴収事務、内容の説明、請求書の発行、行政への申告等のすべてに人件費がかかります。この部分には全く考慮がされていません。これまでの市議会への説明で市議から 200 円の徴収にどのくらいの経費が掛かっているか示すことと言わされておりましたが、示されていないと思います。市の資料にも活用できる事業費の部分には必要経費のことは書かれておらず、事業者が負担することにされています。2.5%、3%については上乗せすることは総務省が許可しないと説明を受けましたが、そのことを総務省からもらってくださいと言うと、それには時間がかかるとの説明でした。徴収において実際に必要となる手数料をエビデンスとして総務省に示して協議をして欲しいと思います。また総務省に 2.5%以上は認めないのかという内容を質問したところ、総務省は認めないという発言はなく、他の税金徴収時にハレーションが起きないように注意して欲しいとの回答でした。コンビニや金融機関等でも税金の徴収をしていますが、その徴収はコンビニに来た方がついでに商品を購入するメリットがあるからだと聞いています。金融機関においても顧客の確保ができるメリットがあり、利害関係が一致していると確認しております。

また伊勢市においては日帰り観光客が圧倒的に多い状況にも関わらず、宿泊のみを対象しています。使途においても公共トイレの改修等も言われていますが、観光客がどの程度、公共トイレを使うのでしょうか。公共トイレが汚いと言われますが、使用する方は限られていると思います。

オーバーツーリズムではないとの発言もありましたが、去年の 4 月に実施された説明会ではオーバーツーリズムで伊勢市はお金がないと聞いています。このオーバーツーリズムでもそうですが、パークアンドライドバスライドでも赤字が出ていると市から説明がありました。

また先日、修学旅行への支援としてバスの借り上げとの発言もあったと思いますが、本日の内容には何も書かれていません。これまで市からの説明は毎回違う内容で、その場限りの答弁がされています。これまでの説明会でも概ね批判的な意見しか出ていないと思いますが、市からの説明では全体を説明していないことから市議会にも正しく伝わっていないことも問題だと思います。

また使途の三本柱に関しても既存の事業が多く新しいことはほとんど入っていない。また観光事業にも関わらず教育委員会とかが実施する内容も含まれてるかと思います。

事業を進めるうえでも事業の実施の必要性や採算性もしっかりと考える仕組みが必要ではないでしょうか。インバウンドにつきましても伊勢志摩の市長が揃って海外まで視察まで行き、富裕層を呼ぶために PR をしたとあります、実際にはほとんど来ていないような実情もあります。

このような無駄な事業をやめて、それによって確保できる財源をまずは考えて欲しい。

また宿泊税の使い道についても他の事業者に業務委託などをするのではなく、このような全体の会議で公平性も考え、決めていくべきではないかと思います。

また先ほどの意見交換で三重県のことも出ていましたが、5 月 28 日に開催された産業建設委員会にて、現在三重県では勉強会をしているが、それ以外には動きは把握していないと答弁がありました。このことからも、現在、県としては宿泊税は考えていないのではないかと思います。

**事務局)** 手数料に関してですが、これまで多くのご意見があったことからも、少しでも事務負担を軽減できないかということを検討し、導入から5年間は上乗せをする制度をお示ししたところでございます。この内容はクレジットの手数料に対してではなく、税の申告のために必要な経費としての内容です。ご意見であったお客様への説明や請求書の発行に関する人件費というようなことは考慮ができていません。

また、総務省については、条例制定後同意を求める機関で、決定機関ではありませんが、全国的なバランスも考慮しながら先行自治体を参考に私どもも制度を検討してきたところでございます。

これまで市が実施してきた事業についてもご指摘いただいたところでございますが、当然ながらお預かりした税が無駄遣いにならないように事業を進めていくとともに、検証等につきましては宿泊事業者の皆様をはじめ、観光事業関係者の方の力も借りながら、行っていきたいと考えております。

**参加者)** 現状の報償金2.5%や3%の制度なのであれば、私は報償金は受け取りませんので、徴収や説明も市が実施をしてもらえないでしょうか。

これまでの話し合いで、これから伊勢市のために協力して欲しいと言われたことがあります、それについては理解をしておりますが、宿泊税徴収のために宿泊事業者の持ち出しが発生するのであれば、市の職員も給料を寄付してくださいと言ったことがあります、それはできないと言われました。私たちも同じ思いです。本来、市が徴収するところを、代わりに宿泊事業者に徴収をお願いするという姿勢を感じることができません。宿泊税の徴収で利益は求めていません。クレジットカードの使用率は年々増加しており、手数料の負担は大きいです。そこには何も配慮せずに、市議会に説明をし、強行しようとしています。宿泊施設の現状は伊勢市に何度も説明していますが、伊勢市から議会に説明しないで伝わっていないと思います。4月の説明会も時間で終了し、次回の開催はないとのことでした。それであれば市が報償金3%分の金額で徴収できる人を確保し、事務を行うようにしてください。前例がないのであれば、伊勢市が先行自治体となるように総務省と協議してください。その結果、認められなかつたときに次の支援策を検討するような内容であれば、一定の理解はできます。

**事務局)** 現在お示ししている内容が行政としてできる内容として精一杯の内容としてご理解いただきたい。

**参加者)** ゲストハウスをしております。前回の説明会でも市営駐車場の値上げの意見もあったと思いますが、公平性がないからできないとの説明でしたが、公平性がないとはどういった意味でしょうか。宿泊税以外で財源を確保することは本当に難しいのでしょうか。これまでの資料も確認しましたが、太宰府市の駐車場の税は法定外普通税なので今回の目的税とは違うとあったと思います。ただ岐阜県で実施されている乗鞍環境保全税など、法定外目的税として実施している事例もあると思います。伊勢でも同様にすることはできるのではないかでしょうか。駐車場利用者に一定の負担を求めれば、宿泊税と同程度の財源は確保することができると思います。観光振興のために財源が必要なことは理解していますが、それが宿泊税に限定されることについて説明をお願いします。使途については前回、不明確との意見もあったことから今回少し具体的な内容が示されたと感じています。これまで宿泊税を導入している先行自治体で宿泊税の効果で宿泊者数が増えた実績や観光客の満足度が向上した実績はありますか。伊勢市において宿泊税によって良い方向に向かう根拠を知りたいです。また伊勢市は宿泊税を活用してどの程度の宿泊者数を目標にされるのでしょうか。

使途の部分で事業者からの提案も事業化するとありますが、これまでのアンケートで反対が大きいにも関わらず、強行している状況で本当に実施してもらえるのでしょうか。信用できません。

**事務局)** 市営駐車場につきましては、条例を定めて特別会計という仕組みの中で実施しておることや、太宰府市では普通税という内容で実施していることから、目的税として観光振興のための財源とすることは適切ではないものと考えています。なお、現在でも渋滞対策や駐車場の利便性向上には活用しております。

次に宿泊税を導入した先行自治体において宿泊者が増えたり、観光客の満足度が向上したりしていることを示しているものがあるかという質問ですが、コロナ禍やインバウンド等の様々な要因があるので、宿泊税がどこまで影響を与えていたかは判断が難しいですが、視察等で話を聞いた福岡市からは宿泊税を活用した施策によって、これまで観光客が周遊していないエリアにも観光客が足を運ぶようになったり、ライトアップ等で街が明るくなったりと市民の喜びの声も把握していると聞いています。

伊勢市における宿泊者数の目標については、伊勢市観光振興基本計画で目標を設定しており、新たな計画を今年度策定する予定をしております。その中で新しい目標を設定していきたいと考えております。

事業者提案の事業につきましては、提案いただく事業の全てを実施できるものではありませんが、現場の意見も聞きながら、全体に効果の高いものについては実施していきたいと考えております。

**参加者）** 民泊をしております。昨年に宿泊税の導入を検討しているアンケートを受け取った際に、社会情勢的にも仕方がない状況と感じ、反対ではないという回答を送付しました。先ほどから皆さんが意見されているように、伊勢にはチェーン店のホテルもあるが、旅館や民泊のように規模の小さい施設も多くあることが特徴だと思います。今後高齢化が更に進むことや災害対策、インフラ整備等に多くのお金が必要になってくることから、宿泊者からも一部負担いただくことは良い事ではないかと感じています。ただし、宿泊税を負担するのは施設ではなくお客様なので、どのようなことに宿泊税を使っているのかはわかりやすくお示しする必要があると思います。徴収する側も宿泊者から宿泊税を預かるときに後ろめたい気持ちにならないようにして欲しいと思います。

伊勢にはファンやリピーターも多いので、そういった方も巻き込んで伊勢を盛り上げているような感覚になってもらえばうれしいです。

ただ、伊勢は巡礼の場所ということもあります、富裕層の方からそうでない方、様々な方がお越しになります。そこには配慮が必要かと思います。

税額についても現在は 200 円を示しておられます、遷宮に向けて上がっていくのではないかと感じています。そうなると OTA 等に支払う手数料も増えてきます。手数料が増えてしまうことには反対です。また、これまでの市の進め方に関しては雑でもう少し議論する機会があった方が良かったのではないかと感じていますが宿泊事業者の方たちの分断があるのは良くないと思います。

**参加者）** 先ほど私が質問に対して何も答えになっていません。応益負担についても日帰りと宿泊者で何が違うのかという答えがありません。定率や定額についても宿泊者が事務負担を許容するのであれば変更を考えても良いのではないかという内容に対しても、現状の制度の話しかありませんでした。わかりやすさも理由にしておりますが、定率 10% としてもわかりやすさは同じではないでしょうか。市の情報も小出しで信頼関係がない状態なので信用もできません。使途に関しても金額の根拠が一つもなく、合理的な説明がなされておらず、これまでと何も変わっていないと思います。行政が宿泊事業者も含めて良い制度を検討する気持ちが少しでもあるのであれば、6 月議会への条例案の提出は見送って、議論する時間を設けてください。

**参加者）** 予約が決まった時点で決済をしてもらう場合、実際に入金されるまでの為替差で赤字になるかもしれない、といった課題もあります。

使途についても抽象的なことばかりで納得できません。例えばこの道を整備するとか、この空間を良くしたいという内容があれば目的税として理解できるが、一年経っても金額や具体的なことが何も出てこない上に、多くの課題があることが皆さんから言われているのに 6 月議会で条例案を提出すると言われています。せめて事業者の半数程度は納得してから進めるべきではないでしょうか。

また伊勢は心のふるさとして昔からお迎えしてきた町であり、宿泊税のようなイメージダウンは撤回し、宿泊税を辞めたことをアピールしてください。先人たちが大切にしてきたことと逆行するようなことはして欲しくないです。

**参加者）** ゲストハウスをしています。観光客へのアンケートのについて説明がありましたが、結果や対象等の具体的な内容はどこかで確認することはできますか。

また、一律定額 200 円については、ゲストハウスにインターんで来てくれて宿泊される方もいます。インターんだと旅行というよりも仕事がメインで、期間も 2 週間程度になります。1 日 200 円の宿泊税だと 2 週間で 2,500 円程度になってしまい、負担が大きいと感じます。教育旅行への配慮という意見がありました、伊勢のことが好きでインターんに来てくれるような方にも配慮があると良いと感じます。

また、説明会については次回の開催予定はあるのでしょうか。

**参加者）** これまでの質問にもありました、報償金に関してです。報償金は 3 % で 5 年後には 2.5 % になる。200 円の 2.5 % だと 5 円です。これでは施設の持ち出しが発生します。伊勢市が先行モデルとなって、5 % や

5.5%に引き上げることをお願いしたいと思います。

**参加者）**市営駐車場に関して、条例を変えて観光振興に活用するということは可能なのでしょうか。

**事務局）**条例を定めて特別会計を設置するには様々な議論や調整が必要となってきます。現在の特別会計も目的があって設置しているものなので、それをこの場で条例を変えてできる、できないということは回答することができます。太宰府市や岐阜県ではそれぞれの事情で今の制度設計になっているものだと思います。

**参加者）**宿泊税をこのまま進めるよりも、駐車場の話を進めて財源を確保した方が良いのではないですか。

**参加者）**駐車場の話は一例だと思います。市議の方も言っていましたが、土産物や飲食店、交通機関での徴収ではだめなのでしょうか。突然宿泊税といわれて説明会で話を聞かされ、協力してください。と言われるより、様々なことを検討した結果、宿泊税しかできない。だから協力して欲しいという説明が望ましいと思います。

**事務局）**観光客向けに実施したアンケートや回答の集計についてはホームページに内容を掲載しておりますので、ご確認ください。インターについては別の部署で補助等もしていますので、必要な際にはご相談いただければと思います。

財源の話で駐車場の例がありましたが、検討委員会の中でも入域に関する課税や駐車場に関する課税、その他、全国で実施されている内容も含めて検討した結果、伊勢市においては宿泊税が適切であると考えております。定率の10%としてもわかりやすいのではないかというお話をいただきました。定率や段階的定額となりますと、宿泊料金と飲食代を分ける手間や宿泊代金のみを明確に設定するような手間が発生することから、免税点や課税免除を設けないことも含めて一番シンプルな形が望ましいと判断してきた経緯がございます。

使途の金額を記載していないことに関しては、観光に関する事業内容は毎年変化していくことや基本的に各年度の議会へ予算として示していくものでご理解いただきたいと思います。

また追加の説明会につきましては、今後事務手続きや申告等において様々な疑問点が出てくるかと思いますので、例えば事務的な説明会は今後必要と考えておりますし、システム支援策等についても具体的に内容が決まってきた際にお知らせさせていただきます。

**参加者）**宿泊事業者としてはお客様を喜んで迎えて、喜んで帰っていただき、また来ようと思ってもらえるように観光産業が進めば本当に素晴らしいなと思います。

前回の説明会から今回の説明会の間に特別徴収義務者である事業者との協議会のようなものは設置したのでしょうか。

**事務局）**協議会というものはこれまで特に設置しておりません。ただ観光振興基本計画を推進するための組織として観光事業者や交通関係の団体と意見交換する場がありますので、その場で宿泊税のことに関して説明を行いました。

**参加者）**宿泊税のような条例を作る場合であればまずは特別徴収義務者と協議の上、協定や契約を締結し、代表の方と議論を進めて、その結果を説明会のような形で説明することが適切だと思います。前回や今回の説明会のように意見や質問が多く出ているにも関わらず、条例案を提出することが良いと考えているのでしょうか。

**事務局）**検討委員会では宿泊関係団体や商工会議所、観光協会等の団体から推薦いただいた方10人の体制で検討を進めてまいりました。検討の中では市内の事業者の声を聞くことを目的としてアンケートも実施しました。そこでいただいた意見も考慮しながら進めてきましたが、協議会のような形ではありませんでした。

**参加者）**説明会と協議会では内容が違うと思うので、協議会で議論した結果、宿泊事業者が特別徴収義務者になっても良いという同意が取れてから進めるべきかと思います。検討委員会に出てきていた方たちにもどのような役割で検討委員会に参加してもらっているか説明されていないと思います。このような進め方なので、前回や今

今回の説明会でも多くの意見が出ているのだと思います。

**事務局)** 宿泊事業者は様々な意見をお持ちだと思いますので、検討委員会からの答申を受けて、市の考えを示し、4月に説明会やパブリックコメントも実施したところです。説明会で使途がわかりにくいというお話もあり、少しでもご理解いただけるように新たな資料をお示しし、事業者のHP改修にも支援が欲しいとの意見もあり、支援策にも反映しております。それ以外にも個別訪問での説明ではなく、事業者を集めての説明会の開催要望もあり、本日の説明会も開催しております。また、手数料や手間の部分のように継続してご意見をいただいている内容があることも承知しております。

**参加者)** 全員で議論して決めた結果であれば、制度に対する理解もありますが、これまでの進め方や説明では納得できていない。宿泊事業者にも様々なニーズがあるので、それを考慮して、協定や契約して進めることが必要かと思います。この説明会を機に徹底的に議論することが、皆さんにとって私たちにとっても良い結果になると思います。

**事務局)** 全員にとってよい制度ということは難しいとは思いますが、少しでも多くの方にご理解いただけるように進めていきたいと思います。

**参加者)** 徴収に必要な人件費やカード決済、スマホ決済にも費用がかかってきます。今までは事業者が損をする内容のままです。税金徴収して、費用的にも、労務的にも損が出るようでは理解が得られないと思います。

**参加者)** 協議会を設置したらそれこそ費用が必要になることではないでしょうか。行政側もこれまでの進め方に根拠があるのであれば、それをはっきりと説明するべきかと思います。

**事務局)** 本日いただきましたご意見も踏まえて、今後の進め方を検討し、市の考えをお示ししたいと思います。

**参加者)** 検討委員会に観光協会が入っていたかと思いますが、宿泊税の使途として観光協会にお金がいくのであれば、検討委員になっていることはおかしいのではないですか。

**事務局)** 観光協会とはこれまで協働で観光振興に関する事業を実施しており、宿泊税の使途として事業を実施し、その費用を支払う形になることは考えられます。事業実施主体になる団体が検討委員となることには問題がないと考えております。

**参加者)** 宿泊税は家族経営で何とか事業をしている施設も対象とされております。私たちはパソコンも使はず、コロナ禍で政府が実施していた支援も十分に受けることができませんでした。そのような状態で特別徴収義務者として徴収をすることは負担が大きすぎます。市内にこういった事業者がどの程度あるのか調査はされていますでしょうか。報償金の議論の前に我々のような事業者に対してどのように考えているのか教えてください。

**事務局)** 調査は実施しておりませんが、意見を聞いている中で従業員の高齢化や人材不足については把握しております。そのような実情からシンプルで簡素な制度が望ましいと考えております。

**参加者)** 個人のPCのスキルに関する意見まで回答する必要はないのではないかでしょうか。

**事務局)** 様々な意見をいただきありがとうございます。本日いただいた意見も持ち帰って、今後の進めるにあたって参考とさせていただきたいと思います。

**司会)** これにて伊勢市の宿泊税導入に向けた考え方についての説明会を終了します。お忙しい中どうもありがとうございました。